明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○無線設備規則の一部を改正する省令（総務八四）　一

〔告　示〕

○無線局運用規則の規定により、無線局が同規則の規定によることが困難であるか不合理である場合の当該無線局の通信方法の特例を定める等の件の一部を改正する件（総務三三九）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委五六）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に変更登録した者を公告する件（同五七）

○パレスチナ暫定自治政府に対する贈与に関する日本国政府とパレスチナ解放機構との間の書簡の交換に関する件（外務二九六）

○平成二十五年度における共同募金の実施期間を定める件（厚生労働二八三）　三

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産二四一八～二四二二）

○不動産特定共同事業法施行規則の規定により登録証明事業を行う者の住所等の変更の届出があった件（国土交通八三五）

○砂防法第二条の土地を指定する件（同八三六、八三七）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境八七～八九）

○道路に関する件（東北地方整備局一八四）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（関東地方整備局三七九、三八〇）

○自動車専用道路に関する件（同三八一）

○高津川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（中国地方整備局一二九）

〔人事異動〕

人事院　内閣府　財務省　　八

〔叙位・叙勲〕　　九

〔皇室事項〕　　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

中国地方整備局公示（中国地方整備局）　一〇

〔資　料〕

閣議決定等事項　　三

〔公　告〕

諸事項　　五

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　　六

会社その他　　八

省　令

○総務省令第八十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月三日

総務大臣　新藤　義孝

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二　無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。）の無線設備（第四十九条の四の二）」を「第四節の二　第四節の二の海洋観測を行う無線標定業務の無線局の無線設備　無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。）の無線設備（第四十九条の四の二）」に改める。

第四章中第四節の二を第四節の二の二とし、第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二　海洋観測を行う無線標定業務の無線局の無線設備

第四十九条の四の二　海洋観測を行う無線標定業務の無線局の無線設備であつて、四・四三八MHzから四・四八八MHzまで、五・二五MHzから五・二七五MHzまで、九・三〇五MHzから九・三五五MHzまで、一三・四五MHzから一三・五五MHzまで、一六・一MHzから一六・二MHzまで、二四・四五MHzから二四・六MHzまで、二六・二MHzから二六・三五MHzまで、三九・五MHzから四〇MHzまで又は四一・七五MHzから四二・七五MHzまでの周波数の電波を使用するもの（以下この条において「海洋レーダー」という。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。